

第3回入間市児童福祉審議会 意見・質問一覧

No.	委員名	資料No.	項目	ご意見・ご質問	回答
1	池田会長	資料3-3	選定委員会	子ども支援部職員と教育委員会指導主事により組織しとあるが、児童の保護者の視点に立って外部の委員を入れないでよいのか。	<p>選定委員会の委員において、外部の方を入れることも検討しましたが、市の責任でもって選定することとし、職員で構成することとしました。より、専門家や保護者の視点を取り入れるため、今回、児童福祉審議会において審査の視点・着眼点についてご意見を伺うこととしました。(委託する金子・金子第2学童保育室の保護者からは、説明会においてご意見をいただいています。また、学童保育に関する著作のある知識経験者にもご助言をいただいています)</p> <p>なお、職員にはより現場の様子に精通している学童保育室の支援員、児童発達支援の経験のある保育士、学校教職員の経験のある指導主事を構成員に含めています。</p>
2	池田会長		参加資格及び応募条件	5年以上運営している実績とあるが、5年は少し長すぎないか。それより、過去に不正行為がなく財政健全なこと等を条件とした方がよいのではないか。	<p>概要には参加資格・応募条件について大まかに記載をしましたが、公募において公表する実施要領においては、一般競争入札の参加資格と同等の要件(財務内容が適切であるか、暴力団との関連がないか、不正行為がないかなど)を求めています。</p> <p>また、社会福祉法人、NPO法人には保育施設の運営や放課後児童に関する事業の実績を含めることとし、幅広く募集しています。</p>
3	池田会長		審査基準表	審査基準の基本理念や事業内容は何を参考に作成されたのか。7月の答申の附帯意見の(2)を踏まえ、業務委託する学童保育室も「入間市立学童保育室育成指針」に基づき質の確保を図られたく、働く保護者への共感や信頼関係構築、子どもの最善の利益の尊重、情緒の安定や主体的に放課後を生活できる居場所の確保、児童虐待の防止対策、障害のある子どもへの対応等を審査基準に明記	<p>先進市の事例を参考とし、入間市の状況に合わせました。</p> <p>①(1)に誤りがあり、正しくは「児童福祉法の放課後児童健全育成事業の基本理念や、「<u>入間市立学童保育室育成支援指針</u>」についての理解があるか。児童の人権への考え方が適切か」でした。お詫びして訂正いたします。</p> <p>「働く保護者への共感や信頼関係構築」は②(7)に、</p> <p>「子どもの最善の利益の尊重、情緒の安定や主体的に放課後を生活できる居場所の確保」は①(1)</p>

				して審査して欲しい。	に、 「児童虐待の防止対策、障害のある子どもへの対応等」は②(4)で審査したい考えです。 ご意見を受け、より審査で重視できるよう、わかりやすく明記したいと考えます。
4	池田会長		8の⑤	「保育日誌、出席簿等の管理、作成及び報告」とあるが、「保存」を含めた方がよいのではないか。	保存も含めた「管理」ととらえています。 契約時において文書管理規程に定める保存年限を保管及び保存するよう求めます。
5	池田会長		1 2 委託料の範囲	教材費(図書や印刷)や児童が壊してしまった備品の修理代などを負担するのは市なのか受託者なのかあいまいなため、費用分担区分表を作成した方がよいのではないか。	契約時に明確にいたします。
6	池田会長		1 3 その他	受託者の過失等により児童や保護者に損害を与えた場合等に備えた損害賠償保険や、児童の傷害保険の加入義務について明記した方がよいのではないか。また、保育料未納者への連絡や不審者情報伝達等は市なのか受託者なのかあいまいなため、リスク分担区分表を作成した方がよいのではないか。	受託者の過失による損害賠償について契約時に明確にします。 傷害保険については、委託する学童保育室の児童においても市で加入し、保護者に一部負担を求めます。 保育料の徴収は市が行います。 その他、ご意見を参考に、契約時に明確にいたします。
7	宮岡委員	資料 3-1	学童保育室対応策	・支援員の <u>一部</u> について、 <u>フルタイム化の検討</u> について ① 一部とは何人を予定しているのか。 ② フルタイム化の検討は、就業開始時間・仕事内容等どこまで進んでいるのか。	①フルタイム支援員は、1施設1名(20名)を予定しています。 ②就業時間(開始・終了時間、休憩時間等)について、職員労働組合学童保育部会と調整を進めているところです。 仕事内容については、追加された勤務時間において、児童情報の管理や、保護者・学校・関連機関との連携、施設運営管理、保育計画管理、会議等への出席等を行い、施設の取りまとめ役となることを予定しています。
8	宮岡委員	資料 3-1	元気キッズ対応策	・0～18歳までの児童とその家族を継続的に支援… 就学後の支援は、障害者相談支援事業「りぼん」の職員が主に担っていたように思うが、	1 「保護者交流会」など就学児以上保護者を対象にした事業を実施します。 2 なやみごとなど気軽に相談できる相談窓口を開設しています。 3 関係機関連絡会などを通じ地域の連携を促進し

				<p>児童発達支援センター「ういず」が令和2年度出来た。支援の連携と共に今まで「ういず」が行ってきた支援事業の継続はどのようにやっていくのか。</p> <p>・18歳までは支援学校生も含まれるが連携はどのようにとっていくのか、保護者が納得できる連携を目指して欲しいが…。</p>	<p>ます。 これらの事業により支援の連携と継続に取り組みます。</p> <p>「保護者交流会」など、就学児対象の事業実施します。特別支援学校を通じ保護者に案内します。また、特別支援学校職員の参加協力をいただきます。</p> <p>「関係機関連絡会」を通じ、顔の見える関係づくりに取り組みます。</p> <p>このほか、「元気キッズ利用児童の就学に際しての引継ぎ」「個別の相談対応における意見交換」などの取組みにより連携を推進します。</p>
9	宮岡委員	資料 3-4	保育所施設等利用調整	<p>利用調整基準について 育休取得時に退園した児童の人数は、年間何人になるか、 又その年齢別、兄弟有り無しは？ 兄弟がいた場合その年齢は？</p>	<p>平成26年度に退園した児童が1人でそれ以降の年度では該当がありません。 退園した児童の年齢は1歳児クラス（2歳）で、兄弟については未出生（H27.1 出産）でした。</p>
10	田辺委員	資料 3-1	茶おちゃお	<p>1 「茶おちゃお」では発達に課題のある幼児に対して適切な支援をいただいている。有益な事業が展開されている。「取組内容及び成果」については適切な表記であると考えます。</p> <p>2 「課題」に対して「対応策」を正対させて書くとよいのではと思います。（「課題」「対応策」がほぼ同内容になっている。）</p> <p>3 現在、「児童発達支援センターういず」と「茶おちゃお」の連携はどのように行っているのでしょうか。また、就学相談担当指導主事はどのような形で関わっているのかも教えていただければと思います。</p>	<p>・1、2については、ご意見ありがとうございます。</p> <p>・ういずとの連携については、現在ういずが行っている親支援講座のご案内を茶おちゃおの保護者へも配布し、講座に参加しています。また、ういずで週1回行われている連携会議にも出席しています。</p> <p>就学相談の担当指導主事の関わりについてですが、ういずの指導主事も就学相談担当となっております。ういずで受けた就学相談活動の中で、支援が必要なお子さんに茶おちゃおをすすめていただき、こちらへつながっています。ういずの指導主事とセンターの指導主事が常に情報共有をし、連携を図っています。</p>

